

報告第16号

損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年11月30日

西脇市長 片山 象三

1 西脇市専決第4号

事故発生日時	令和4年9月20日 午前11時00分頃
事故発生場所	西脇市下戸田 128番地の1
相手方	市外男性
原因・状況等	市役所北側駐車場で公用車から降車する際に、運転席側ドアが強風により大きく開き、隣に駐車していた相手方車両の助手席側ドアに接触し、損傷を与えた。 過失割合 相手方0%、市100%
損害賠償の額	相手方車両修理費等 $413,700円 \times 100\% = 413,700円$ を賠償する。 その余の請求権の放棄
専決処分した日	令和4年10月24日

2 西脇市専決第5号

事故発生日時	令和4年10月5日 午後4時30分頃
事故発生場所	西脇市下戸田 128番地の1
相手方	市外男性
原因・状況等	市役所北側駐車場で公用車から降車する際に、運転席側ドアが強風により大きく開き、隣に駐車していた相手方車両の助手席側ドアに接触し、損傷を与えた。 過失割合 相手方0%、市100%
損害賠償の額	相手方車両修理費等 $141,900円 \times 100\% = 141,900円$ を賠償する。 その余の請求権の放棄
専決処分した日	令和4年11月15日